

日野市パートナーシップ制度概要

1. 日野市パートナーシップ制度とは

- ・ 2人が、人生を共に歩む伴侶としてお互いを尊重し、協力し合うことを約束した、継続的な関係にあることを宣誓することで、日野市パートナーシップ宣誓証明書を交付する制度。
- ・ 令和5年4月1日からスタート。
- ・ 令和2年6月に市議会で請願が採択され、令和3年9月から約1年間、当事者、日野市パートナーシップ制度検討委員会及び男女平等推進委員会等で意見を聴取しながら制度づくりを進めた。

2. 対象要件

- (1) 2人が人生を共に歩む伴侶としてお互いを尊重し、協力し合うことを約束した関係にあること
- (2) 多様な性の当事者（*性的マイノリティ、LGBTQ+と呼ばれる方々のこと）
- (3) 市内在住または3か月以内に転入予定の方

など

3. 制度策定過程の主な議論のポイント及び今後の検討事項

(1) 対象要件

対象者を「多様な性の当事者」とするか、「誰でも」とするか。

(2) 証明の範囲

「パートナーシップ制度（2人がパートナーであると宣誓したことを証明する制度）」とするのか、「ファミリーシップ制度（2人がパートナーであることを基本とし、その子どもや親を含めた当事者が家族であると宣誓したことを証明する制度）」とするのか。

